

8 緊急時等における対応

サービス提供中に急変やその他緊急事態が生じたときは、緊急処置を行うとともに速やかに主治医・救急隊・緊急連絡先（御家族）・居宅サービス計画を作成した居宅支援事者等へ連絡をします。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、速やかに利用者の御家族、担当の主治医、介護支援専門員、及び市町村等へ連絡を行います。

※事前に利用者の状態に応じた救急時の対応について主治医と協議しておきます。

又、利用者様・御家族様に対しても緊急時についての知識の普及を図ることとします。

主 治 医	医療機関名	_____
	医師氏名	_____
	電話番号	_____
緊急連絡先	氏 名	_____
	電話番号	_____
	携帯電話	_____
介護支援専門員	事業所名	_____
	担 当 者	_____
	電話番号	_____

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

・当事業所の訪問看護に関するご相談、苦情については次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号	0977-24-0001
	FAX	0977-22-1725
	担当者	在宅支援部 甲斐 弘

・当事業所以外に次の機関の相談窓口等にも対応可能です。

別府市役所 高齢者福祉課	0977-21-1442
大分県 国民健康保険団体連合	097-534-8475

11 その他 サービス利用に関する留意事項

- ・看護師等は年金の管理、金銭の貸し借りなど金銭の取り扱いはできません。
- ・看護師等は介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために、療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（掃除・洗濯など）はできません。
- ・看護師等に対する贈り物や飲食のおもてなしはご遠慮させていただきます。
- ・サービス提供時に担当看護師を決定いたしますが、サービス提供は複数の看護師で行います。又、担当者は交代することもあります。